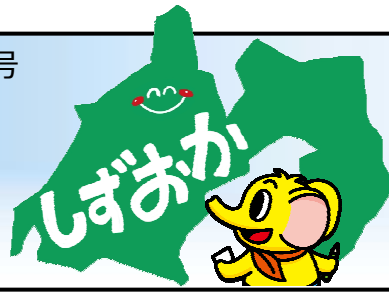


第60回総会 第2号

# 静岡連News



(発行)  
静岡市駿河区泉町 7-12-8  
松山ビル 2F  
Tel.054-283-8885  
Fax.054-286-5263



静岡県商工団体連合会

## 静岡県 新規感染者数 500人超/日の見通し 8/20 緊急事態宣言適用

7月後半からの県内新型コロナウイルス新規感染者(陽性判明者)数の激増に伴い、8月5日に政府が静岡県に対し「まん延防止等重点措置」を適用しました。これを受け静岡県は、8月8日から県東部・伊豆地域、静岡市、浜松市の22市町を「まん延防止等重点措置」対象区域とし飲食店への時短要請を出しています。また8月15日に磐田、焼津、藤枝市を追加、8月18日に川根本町を除く県中部地域と県西部地域の9市町を追加し、現時点(8/18)で35市町中34市町に「まん延」対象区域として「飲食店への時短要請」が出されている状況です。

多くの人々が休暇を取るお盆休みを挟み、感染爆発ともいえる状況が加速していることから、県は政府に「緊急事態宣言」を要請し、政府は静岡県を含む7府県を新たに「緊急事態宣言実施区域」とし、8月20日から9月12日を実施期間とすることを発表しました。

多くの人が安全・安心認証(飲食店)の取得をすすめましょう

(8/18 時点で「緊急事態宣言」実施中、または決まっている自治体1都2府10県、静岡県含む) このような状況に伴い静岡県議会は16日の本会議で、「時短要請」に応じた飲食店等に支給する協力金の財源として151億6000万円、「まん防」適用の影響を受け売上が減少している事業者への給付金として新たに創設した県中小企業者等「応援金」の経費として12億9000万円を含む275億円の今年度補正予算を可決しています。

「まん延防止等重点措置」適用に伴い、対象となる飲食業者等が時短要請に応じた場合に協力金申請ができます。ただし、申請には条件があります。

※「応援金」の概要は同封したリーフをご覧ください。申請等に係る詳細は今後確定することです。

※8/20からの時短要請にも関わってきます。詳細は追って。

8/18現在の協力金質疑応答集より

例1) 「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)制度」のステッカー等の

「申請中である」事実が確認できる資料が必要。

例2) 食品衛生協会等の業界団体や市町が定めるガイドライン等を満たし、そのステッカー等の掲示写真を提出できる場合。

例3) GoToEatの対象店舗であることが分かる資料(ステッカーの掲示状況と店舗名が分かる写真等)を提出できる場合。

8月6日、「時短要請協力金申請の条件にある「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」の取得状況を調べ、可能な限り申請をすすめよう」と県内民商事務局に呼びかけ、臨時の情報・意見交換会を行いました。

「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」は、チェックすべき内容が62項目あり、飲食業者の多くが申請書およびチェック内容を見ただけで「これでは対応できない」と申請を諦めていたという報告が、この間多数ありました。

「従業員が参加し、オンラインで意見交換会を行いました。急な呼びかけでしたが11民商から13〜15人の事務局員が参加し、オンラインで意見を交わしました。」

人も認証を取っていなかった」という報告もありました。チェック項目は全てチェックしていないと申請できない旨が記載されており、一見対応が難しくそうです。

「従業員の感染症予防の部分、従業員はしないのにどうしたらいいのか」や、「湿度40%以上確保をどう証明したらいいのか」という質問に、会員業者の申請・検査に立ち合った事務局員が実際の検査時に検査員に確認を取った内容を説明すると、疑問があっさり解決し参加者のホッとした表情が見られました。

様々な事例を一つ一つ検証していく中で、申請は今まで考えていたほど難しくないことが判りました。

換気の面で地下に位置する飲食店など難しい点があるかもしれませんが

民間・県連では確実に協力金を受け取るために、飲食業会員の「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」取得のための申請を進めていますのでお気軽にご相談ください。また、現時点では市町が定めるガイドライン等を満たせば取得できる認証(ステッカー等)も対象になっています。市町独自の認証制度は8/18現在で確認できた市町を別紙にまとめましたのでご覧ください。

ふじのくに安全・安心認証(飲食店)取得に向けた情報・意見交換会を臨時で開催しました

8月6日、「時短要請協力金申請の条件にある「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」の取得状況を調べ、可能な限り申請をすすめよう」と県内民商事務局に呼びかけ、臨時の情報・意見交換会を行いました。

「従業員が参加し、オンラインで意見交換会を行いました。急な呼びかけでしたが11民商から13〜15人の事務局員が参加し、オンラインで意見を交わしました。」

「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」は、チェックすべき内容が62項目あり、飲食業者の多くが申請書およびチェック内容を見ただけで「これでは対応できない」と申請を諦めていたという報告が、この間多数ありました。

「従業員の感染症予防の部分、従業員はしないのにどうしたらいいのか」や、「湿度40%以上確保をどう証明したらいいのか」という質問に、会員業者の申請・検査に立ち合った事務局員が実際の検査時に検査員に確認を取った内容を説明すると、疑問があっさり解決し参加者のホッとした表情が見られました。

様々な事例を一つ一つ検証していく中で、申請は今まで考えていたほど難しくないことが判りました。

換気の面で地下に位置する飲食店など難しい点があるかもしれませんが

民間・県連では確実に協力金を受け取るために、飲食業会員の「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」取得のための申請を進めていますのでお気軽にご相談ください。また、現時点では市町が定めるガイドライン等を満たせば取得できる認証(ステッカー等)も対象になっています。市町独自の認証制度は8/18現在で確認できた市町を別紙にまとめましたのでご覧ください。

ふじのくに安全・安心認証(飲食店)取得に向けた情報・意見交換会を臨時で開催しました

8月6日、「時短要請協力金申請の条件にある「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」の取得状況を調べ、可能な限り申請をすすめよう」と県内民商事務局に呼びかけ、臨時の情報・意見交換会を行いました。

「従業員が参加し、オンラインで意見交換会を行いました。急な呼びかけでしたが11民商から13〜15人の事務局員が参加し、オンラインで意見を交わしました。」

「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」は、チェックすべき内容が62項目あり、飲食業者の多くが申請書およびチェック内容を見ただけで「これでは対応できない」と申請を諦めていたという報告が、この間多数ありました。

「従業員の感染症予防の部分、従業員はしないのにどうしたらいいのか」や、「湿度40%以上確保をどう証明したらいいのか」という質問に、会員業者の申請・検査に立ち合った事務局員が実際の検査時に検査員に確認を取った内容を説明すると、疑問があっさり解決し参加者のホッとした表情が見られました。

様々な事例を一つ一つ検証していく中で、申請は今まで考えていたほど難しくないことが判りました。

換気の面で地下に位置する飲食店など難しい点があるかもしれませんが

民間・県連では確実に協力金を受け取るために、飲食業会員の「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」取得のための申請を進めていますのでお気軽にご相談ください。また、現時点では市町が定めるガイドライン等を満たせば取得できる認証(ステッカー等)も対象になっています。市町独自の認証制度は8/18現在で確認できた市町を別紙にまとめましたのでご覧ください。

ふじのくに安全・安心認証(飲食店)取得に向けた情報・意見交換会を臨時で開催しました



民間・県連では確実に協力金を受け取るために、飲食業会員の「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」取得のための申請を進めていますのでお気軽にご相談ください。また、現時点では市町が定めるガイドライン等を満たせば取得できる認証(ステッカー等)も対象になっています。市町独自の認証制度は8/18現在で確認できた市町を別紙にまとめましたのでご覧ください。

ふじのくに安全・安心認証(飲食店)取得に向けた情報・意見交換会を臨時で開催しました

8月6日、「時短要請協力金申請の条件にある「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」の取得状況を調べ、可能な限り申請をすすめよう」と県内民商事務局に呼びかけ、臨時の情報・意見交換会を行いました。

「従業員が参加し、オンラインで意見交換会を行いました。急な呼びかけでしたが11民商から13〜15人の事務局員が参加し、オンラインで意見を交わしました。」

「ふじのくに安全・安心認証(飲食店)」は、チェックすべき内容が62項目あり、飲食業者の多くが申請書およびチェック内容を見ただけで「これでは対応できない」と申請を諦めていたという報告が、この間多数ありました。

「従業員の感染症予防の部分、従業員はしないのにどうしたらいいのか」や、「湿度40%以上確保をどう証明したらいいのか」という質問に、会員業者の申請・検査に立ち合った事務局員が実際の検査時に検査員に確認を取った内容を説明すると、疑問があっさり解決し参加者のホッとした表情が見られました。

様々な事例を一つ一つ検証していく中で、申請は今まで考えていたほど難しくないことが判りました。

換気の面で地下に位置する飲食店など難しい点があるかもしれませんが



が、「とにかく認証取得を進め、時短要請協力金を確実に受け取ることができるよう準備しよう」と意思統一しました。飲食店に求められる時短要請期間の毎日のチェック表など、すぐに使用できるものについて情報が出されるなど、非常に有意義な緊急オンライン会議でした。

## 婦人部・青年部それぞれ

### インボイス 学習会を開催

県婦協、県青協は共に、コロナ禍で集まって交流することができない中、今年度はオンラインを活用した学習会・交流会に積極的にチャレンジしていこうと話し合っています。

その第1弾として、今年10月に「適格請求書等発行事業者の登録申請」スタートが予定されている「インボイス」について、オンライン会議システム（ZOOM）を利用し、それぞれ学習会を行いました。



静岡連婦人部協議会  
オンライン学習会 第1回 2021.7.20

### インボイスって???

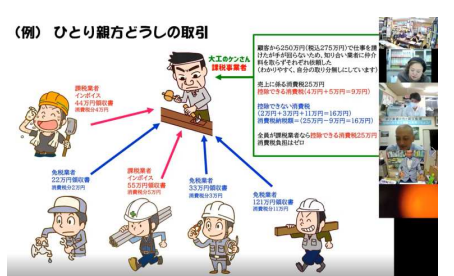


〈婦人部〉 7月20日に昼の部・夜の部に分け2回開催しました。参加者は延べ86人、前段で国税庁の動画を視聴し、瀬川県連事務局長より国税庁の公表している制度の概要の詳細やインボイス導入の狙いについて、イラストを交えながら説明すると、「業者に実際どうという影響があるのか知りた

ました。引き続きイラスト

などを使いながら、①全てが消費税課税事業者（インボイス発行事業者）の取引、②免税事業者（インボイス発行しない）が混在する取引、③一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、④一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑤一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑥一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑦一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑧一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑨一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑩一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑪一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑫一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑬一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑭一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑮一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑯一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑰一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑱一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑲一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、⑳一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉑一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉒一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉓一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉔一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉕一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉖一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉗一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉘一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉙一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉚一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉛一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉜一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉝一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉞一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㉟一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊱一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊲一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊳一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊴一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊵一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊶一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊷一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊸一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊹一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊺一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊻一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊼一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊽一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊾一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、㊿一人親方どうし（課税・免税混在）の取引、

局長が務め、司会進行は中田事務局（沼津）、質疑での回答や質問者へのアドバイスは兼原事務局（藤枝）がそれぞれ担当しました。学習会に先立ち県青協幹事会では「青年事業者は比較的に実務面での関心が高いことから、消費税のそもそものついて学習したことがなく、反対署名運動にもほとんど参加したことがない。青年業者にとって学習会を単なる説明で終わらせないためにはどうしたら良いのか」を議論し、幹事事務局それぞれが自分のイメージする学習の進め方をプレゼンテーションし合い、学習内容を3つのパートに分けて行うことを決めました。



うでないかの確認は行われるはず、いきなり罰則などということがあれば、許されることではない」と答えました。パート2では、実際の取引で課税・免税事業者それぞれにどういった影響が出てくるのかについて学習しました。イラストが多用した説明に頭の中で少しイメージができたようですが、「これを知り合い業者にどう説明したらいいのか？」との質問や感想も相次ぎました。影響について学ぼううちに、自身の商売がどうなってしまうのか、今後取引先との付き合いをどうしていけばいいのかと焦る様子の発言も出されました。最後のパート3では、様々な商売のスタイルをイラストで示し「免税事業者は『消費税を本当に預かっているのだろうか』、消費税で儲かっているのだろうか』について考えてほしい」と呼びかけ「インボイス制度の実施中止」署名の大切さを訴えました。

〈青年部〉 7月27日「インボイス 経営への影響は？」と題した学習会を行いました。夜間の開催でしたが全県で22人が参加しました。講師は婦人部同様、瀬川県連事務局長が務め、司会進行は中田事務局（沼津）、質疑での回答や質問者へのアドバイスは兼原事務局（藤枝）がそれぞれ担当しました。学習会に先立ち県青協幹事会では「青年事業者は比較的に実務面での関心が高いことから、消費税のそもそものついて学習したことがなく、反対署名運動にもほとんど参加したことがない。青年業者にとって学習会を単なる説明で終わらせないためにはどうしたら良いのか」を議論し、幹事事務局それぞれが自分のイメージする学習の進め方をプレゼンテーションし合い、学習内容を3つのパートに分けて行うことを決めました。

〈学習会を経て〉 多くの問題点を学習しましたが、今は何より「焦らない・慌てない」ことが大切です。インボイス登録申請期限は2023年3月末です。それまでにやるべきことの一例として、①少なくとも過去3年分くらい売上先ごとの売上額を税率ごとに整理し、できれば現在課税事業者か免税事業者かを整理する。②売上比率を出し不利益を受けるとしたら・・・のコミュニケーションをする。③仕入先、外注先も同様に行い自分の商売を分析し、将来性についてもコミュニケーションすること。

自分の商売を数字で把握し、商売の人間関係も含め、自分にとっての選択肢を絞りつつ「実施中止」署名も広げましょう。